

石見海浜公園における夏季の海水浴場監視業務について

1. 監視業務の契約について

- (1) 県立石見海浜公園の管理に関する基本協定書において、指定管理者は夏季期間に海水浴場に監視所を置き監視員を配置することとなっている。詳細は協議で決定。
- (2) 指定管理者制度が導入されたH17年度以降、指定管理者は浜田ライフセービングクラブ（以下「同クラブ」）へ業務委託を行っている。
- (3) 本年においても、指定管理者から同クラブへ委託したい旨の報告があり、県は同クラブが①ライフセービング資格の有資格者で構成されていること②夏季の繁忙期に対応が可能であること③石見海浜公園で活動しており現地を熟知していること④過去の業務実績があり良好であったこと等を勘案し承認したところ。
- (4) 本年7月5日、指定管理者と同クラブは業務委託契約を締結し、同クラブは7月17日から8月22日までの37日間（午前9時～午後5時）、監視業務を行った。

2. 監視業務の委託内容（指定管理者と同クラブ間の契約）

- (1) 監視区域 姉ヶ浜海水浴場（延長約400m、幅約50m）
- (2) 監視体制 平日3名、土曜日5名、休祝日及び盆6名
- (3) 業務内容
 - ・監視区域境界を示すブイの設置・撤去
 - ・監視台（3台）からの監視および巡回
 - ・危険な行為への注意喚起・情報提供（声かけ、場内放送による）
 - ・海の状況に応じた事故防止措置（遊泳禁止等）
 - ・事故発生時の指定管理者への通報
 - ・救助活動

3. 指定管理者の業務（監視業務以外）

- (1) 監視業務実施前
 - ・関係機関との事前調整
 - ・注意喚起看板の設置
 - ・消防署によるAEDの取扱い及び救難訓練の実施
- (2) 監視業務実施期間
 - ・危機管理マニュアルによる事故等発生時の緊急連絡、現場対応
 - ※24時間態勢（消防・警察・海上保安庁・県・市・病院）
 - ・気象情報の入手、関係機関・他海水浴場との情報交換
 - ・海の状況に応じた事故防止措置（遊泳禁止等）協議・判断
 - ・巡回（夜間を含む）、浜辺の清掃、トラブル対応

4. 県の業務実施状況の確認（H22年度）

- 4月10日 : 実地調査
 - 6月15日 : 管理運営協議
 - 7月 8日 : 石見海浜公園連絡会議、実施調査
 - 7月18日 : 実地調査（監視業務実施状況確認）
 - 11月 4日 : 実地調査
 - 11月25日 : 評価委員現地調査
 - 12月 7日 : 石見海浜公園連絡会議
- ※適宜、指定管理者と連絡をとり、必要に応じ現地協議を行う